

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成25年度 松阪市環境保全審議会
2. 開 催 日 時	平成25年6月18日（火） 午後1時から午後4時15分
3. 開 催 場 所	松阪市上川町212番地1 ワークセンター松阪2階講習室
4. 出席者氏名	（委員）◎ 朴恵淑、○ 富田靖男、宮岡邦任、森久綱、 松井宏樹、中出紀正、森田英樹（◎会長 ○副会長） （アドバイザー）水谷将也、河口直樹、玉置好子、磯田康一 （事業者）藤本剛造、東元眞一 （事務局） 環境課 武田課長、中川係長、南、植村 農林水産課 奥野課長、藤武主幹、田中主任、石田主任 水源管理課 福井参事、沢主幹
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	30名
7. 担 当	松阪市環境部環境課環境保全係 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 現地視察
- (2) 会長、副会長の選出について
- (3) 牛舎の建設計画について（事業者から概要説明）
- (4) 審議

議事録

別紙

議事録

○事務局： 本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から平成 25 年度 松阪市環境保全審議会(牛舎部会)を開催させていただきます。本日の審議会ですが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針によりまして、原則公開の立場を取っておりますのでよろしくお願ひします。受付を行いました結果、現在、報道の方が 8 名、一般傍聴の方が 30 名希望しておりますので、よろしくお願ひいたします。なお会議録作成のため録音させていただきますことをご了承賜りますようお願いいたします。

それでは市長が皆様の前にて委嘱状をお渡しさせていただきますので、自席でご起立いただきお受け取りください。

(委嘱状交付)

○事務局： それではまず初めに、松阪市長 山中光茂からご挨拶を申し上げます。

○市長： 皆さん改めましてこんにちは。委嘱を受けていただきました皆様方におかれましては、日ごろから環境保全活動にご尽力いただいておりますが、今回の牛舎建設に関する環境保全審議会というのは、初めて開かせていただくものではございますが、地域住民の方々に対する説明責任が大きく求められる、また不安感も非常に持っていらっしゃる案件です。もちろん科学的な根拠、環境に対する影響などしっかりとした数値やデータに基づく部分もちろん重要である一方で、心理的な影響という部分も重要と考えます。

今日も後ろに傍聴の方々に来ていただいておりますが、今回住民の方々から 1,242 世帯分の反対の書面運動が行われております。前回 3 年前に風車事業として行わせていただいた環境保全審議会におきましては、当時は自治会からの賛成の印鑑がすでに整っていた、または行政側として、すでに資源エネルギー庁に補助金の申請が出て、許可も得ていたという状況の中でしたが、飯南地域と松阪地域の両方で、事業者や環境保全審議会委員の方々も来ていただき、市民の方と、環境保全審議会として議論をする場も設けつつ、審議会から『住民合意をしっかりと慎重にしていくべき』という内容を含めた答申をいただきました。風車事業においては地元住民の反対というものを重く見る中で、現状では承認の判断ができないという回答をさせていただきました。

今回の牛舎における案件でございますが、松阪市としてはこの署名というものも重く受け止める中で、松阪市開発行為に関する環境保全条例施行規則の第 4 条に基づき、松阪市における自然環境、生活環境及び水道水源の保全に関し、重要な事項であると認めさせていただきます、当審議会を開催するに至りました。また、地元住民の方々にも入っていただき、

事業者の方も含め、みなさんで議論をする中での結論なしに、開発行為の承認を松阪市として行っていくことはございません。

林地開発におきましては、松阪市として県に意見書を出させていただき、県による承認となります。今日はアドバイザーとして県の関係機関の皆様方にも来ていただいておりますが、今回の環境保全審議会の状況なども見ていただく中でのご判断をお願いしたいと考えております。

今日はまず、議論の前に現地を皆さんと一緒に見に行かせてもらいます。自然環境・生活環境における専門的な見地というものをしっかりと出させていただき、また地元代表者の方々からは当然地元の方々の想い、感情的・心理的な側面も話していただく一方で、逆に冷静な部分における環境への影響度や生活への影響度、このあたりもお互い意見を冷静な形で交わし合ってくださいをお願いしたいと思います。

当審議会におきましては、周辺の自治会関係者の方々も非常に関心が高く、様々な視点がございますが、妥協することなく、環境への影響をしっかりと議論し、皆様方と共に結論を一つ出していくようプロセスを持ちます。そして必要に応じて、途中経過の中で住民側の意見を聴く場を設けていければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今日はまず現地を見ていただき、そしてこちらに戻ってきて審議をしていただくという形で、本当に重い審議になると思いますが、私たちも緊張感を持った判断を、今回の環境保全審議会に基づいて行いたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いたします。

○事務局： ありがとうございます。

続きまして、会議に入ります前に、下蛸路町地内の現地視察に行きます。

委員の皆様、外に車を回してありますので、ご乗車くださいますようお願いいたします。なお貴重品等につきましてはお持ちいただくか、下にロッカーがありますのでそちらをご利用いただきますようお願いいたします。

それではよろしくお願いたします。

(1) 現地視察

○藤本畜産： 今回計画しております牧場の概要ですが、道路から入り口のありました通路、そこを進入路として計画しております。そこからこちらまで歩かせていただきましたが、今はっきりとした境界が草等で消えている部分もありますが、こちらから見て右手の山ですね、この山を削りまして、今入ってきた所の左手の池に土を入れて、高さを揃えるという計画です。面積は11,000坪で、今考えている図面では、入り口を入ったところの正面に調整池、開発面積の水量を全部受けるものを作ります。それから今現在立っている部分については、牛舎などが建つのですが、牛舎としては6棟という計画となっています。あと堆肥舎2棟、飼料庫、管理棟を計画しております。11,000坪で1,000頭の計画を立てております。境界の周りに10メートルの緑地帯を全面に設けることが規定で決まっています。植樹も面積に対して全部、本数が決まっていますので計画しております。

○市長： 環境面についての説明をお願いします。

○藤本畜産： 安全面に関しては、周囲にフェンス等を設け牛が外に出ないようにします。出入り口には門扉を設けたいと思います。状況によってはもう少し植樹を増やすというのもひとつとして考えております。水に関しては境界から植樹帯の10メートルを設け、そこの中からの水は一切境界外には出ません。牧場の建設地内に水の通路を作って処理し、調整池に入れ込みます。それを向こうの道路の、道路排水に接続させていただき、そこに放流します。

○市長： 一番関心があるのは臭いだと思うのですが。

○藤本畜産： 臭気に関して、実際どのくらいの臭気が出るかはサンプル牧場の数値を出しましたが、一番数値が高かったのが敷地境界の部分です。それから風の流れなどにより、どちらの方向にどう出るのかは、現時点では私のほうからは言えませんが、煙突のように高い位置から放出するのではないので、遠くに飛ぶという可能性は低いと思います。

氷上にある同規模の牧場で第三者機関に委託をし、悪臭のサンプルを取らせていただきました。そのデータは資料に添付してあります。

○傍聴者： 近い人が困る。一番近い南虹が丘に相談が一切なかった。誠意がない。

(一旦中断)

○市長： 暑い中でみなさん本当に大変ですけど、正直言わせてもらおうと、これだけの規

模の事業について、周辺住民に対し説明をしてこなかったのは間違いなく不誠実だと思います。審議会以前の問題として、話を聞く場を設けるのが筋ではないでしょうか。一度改めて、もう少し落ち着いた冷静な場で、先ほどの話でも臭気についてサンプルの話だけでは納得できるはずがありませんので、違う場所で話を聞いてもらう場を作ってもらってはできないでしょうか。

臭気のデータや他のサンプル、牛の量など全然数字も見ていない中で言い合っているだけでは仕方ないと思いますので、一旦戻らせていただきまして環境保全審議会を再開します。その場におきまして、もう一度藤本畜産にこういう情報を出してほしい、こういう部分の情報が必要だということも含め、一度整理をさせていただきます。次に、環境保全審議会の委員も入っていただく中での地域での説明会ですが、先ほどから言われているように、データだけでなく、牛舎ができることによる土地への影響や心理的な影響、健康への不安感など、そういう部分も本当に大事だと思います。そういう部分に対する説明責任も含め、また場所を変えて環境保全審議会と住民説明会を一体化させたものを改めて行わせていただこうと思っています。飯南の風車事業においても、同じような形で2会場で行わせていただきました。その場で住民の方々の声を真摯に聞かせていただき、説明責任を事業者にも果たしていただく。その事業者の説明いただくための材料や、こういったものをしっかりと示していただく必要があるのか、こういうことを今日戻ってから議論をしようと思いますので、想いがあるのはわかりますが、暑い中、みなさんが感情でぶつかり合っている部分も終わらない部分がありますので、一旦ここで抑えていただき、また改めて別の機会に、感情の部分でもデータに基づく部分でもしっかりと議論していただく場を必ず作りますので、今日はよろしくお願ひ申し上げます。

(2) 会長、副会長の選出について

○事務局： 委員の皆様、現地視察どうもお疲れ様でございました。それでは引き続きまして、審議会に入らせていただきます。

本日の審議会は、定数 8 人中、委員 7 人のご出席をいただいております。半数以上のご出席でありますので、松阪市環境保全審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、事項書 4 の会長、副会長の選出について、本審議会の会長及び副会長の選任につきましては、松阪市環境保全審議会規則第 4 条第 1 項の規定によりまして、委員の互選により定めるとしております。委員の皆様からの選出をお願いします。

○委員： 松阪市におきましては私も参加しました風力発電の環境保全審議会につきまして、朴委員に会長職、富田委員に副会長職を務めていただいたという実績がございます。従いまして今回の審議会におきましても、会長に朴委員、副会長に富田委員が適任と考えますがいかがでしょうか。

○事務局： それでは会長、副会長の選任について、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手全員により承認されました。それでは会長に朴委員、副会長に富田委員でお願いいたします。

それでは会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長： 改めまして皆様こんにちは。現地調査では暑い中、いろんな熱い意見が交わされました。牛舎の建設について審議会が開催されるというのは聞いたことがありませんが、それだけ地域の皆様にとっては大変重要な問題だと思っておりますし、また、産業をどうするかという所においても、大変重要な問題だと思っております。一番ここで肝心なことは、どのようにコミュニケーションを図るのかということだと思います。それにはやはり、業者は説明責任を果たすきちんとしたデータをどのように提供し、私たちはそれをどのように客観的に見ていくか、これが審議会委員の役目だと思っております。それから地域の地域住民の皆様にとっては、まさに生活が懸かっている問題ですので、どのように距離を縮めていくのか、かなり重い審議会ではないかと思っております。私会長、それから富田先生が副会長としてこれまで長年やってこられた経験、それから委員の皆様様の専門的な知識と、地元を代表して参加している方々という協力がなければ、この審議会はなかなかソフトランディング（軟着陸）できないのではと思っております。最善を尽くして合意形成ができるように努力いたしますが、どうかみなさんのご知恵を貸していただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

○事務局： ありがとうございます。副会長からも一言ご挨拶をお願いいたします。

○副会長： 前回の白猪山に引き続きまして審議させていただきますが、今回はまた非常に責任のある委員会でございます。ちょっとでも会長のお手伝いできればと思いますので、みなさんどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局： ありがとうございます。それでは、会議の議長は、審議会規則第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(3) 牛舎の建設計画について（事業者から概要説明）

○会長： よろしく申し上げます。では時間もかなり経過しておりますので、今日の事項書の 6 番目になります、議題 (1) の牛舎の建設計画について、事業者から概要の説明をいただきます。まず説明を聞かせていただきまして、委員の皆様の中からご意見をいただきたいと思っております。今日一回目のところでイエスかノーかという判断はいたしません。何回かかかるかわかりませんが、納得の行くような形の資料を出ささせていただき議論をしていく必要があると思っておりますので、今日はどちらかという、委員の皆さんの忌憚のない専門的な知識からの意見をいただければと思っております。私自身の専門分野を申し上げませんでした。私は大気汚染、地球温暖化で、特に大気汚染に対して拡散モデルをやっております。だから今回は、大気汚染ではないですけど、臭気に関する拡散に対し、専門的な意見を言えるのではと思っております。では牛舎の建設計画について、事業者のほうで説明をよろしくお願いいたします。

○藤本畜産： お疲れ様です。改めまして、藤本畜産株式会社代表をしております藤本です。よろしくお願いいたします。早速ですが藤本畜産の会社概要と、今回の牛舎建設について説明させていただきたいと思っております。まずは会社概要ですが、会社名は藤本畜産株式会社、代表者は藤本剛造、所在地は兵庫県加西市三口町になります。資本金 1,000 万円で設立は平成 20 年 10 月 1 日です。事業所についてですが、平成 20 年より兵庫県志方牧場並びに七ツ池牧場で但馬牛の肥育事業を開始。約 200 頭です。次に平成 22 年 12 月より鹿児島県霧島牧場で繁殖から肥育の一貫事業を開始。1,200 頭です。平成 23 年 1 月より鹿児島県福山牧場で肉牛の預託事業を開始。1,200 頭です。同じく平成 23 年 1 月より京都府綾部牧場にて交雑種の肥育事業を開始。500 頭です。平成 23 年 5 月より栃木県で預託事業を開始。この事業は平成 24 年 11 月までで終了しております。平成 23 年 11 月より宮崎県宮崎牧場で肥育事業を開始。約 1,000 頭です。平成 24 年 2 月より鹿児島県大隅牧場で肥育素牛

の育成事業を開始。約 800 頭です。現在はこの 7 つの牧場、約 5,000 頭を 27 名の従業員で管理しています。会社の主な取引先としましては、兵庫県の畜産荷受会社、各県の家畜市場、全農、中部飼料（株）、日和産業（株）などとなっております。会社の概要としてはこれで終わりたいと思います。

次に牛舎の建設についての説明に入りたいと思います。今回松阪で計画している牧場の規模ですが、約 3.9 ヘクタールの土地に牛舎を 6 棟、堆肥舎 2 棟、試料倉庫 1 棟、管理棟 1 棟。飼育頭数が約 1,000 頭を予定しています。

飼料管理についてですが、子牛は兵庫の但馬牛を導入し 2 年から 3 年肥育し松阪牛として出荷します。一部屋を約 4 頭から 5 頭ずつに分け、1 牛舎に約 170 頭ずつ牛が入ります。餌の給与は朝夕の 2 回に分け、自動給仕機により給仕します。糞尿処理についてですが、牛舎の床に木材を粉にしたおがくずを敷き、おがくずが牛の糞尿を吸収します。おがくずは汚れたらその都度新しいものに入れ替えます。汚れたおがくずは堆肥発酵装置を設置した堆肥舎に運搬し、発酵させ堆肥化します。敷料の交換をこまめに行うことで臭いの発生を抑制します。

○会長： ちょっとすみません、今の資料はどこにありますか。私たちの手元にありますか。

○藤本畜産： 資料はないです。

○会長： そうですか。じゃあ私たちは聞いているだけでいいのですか。

○藤本畜産： とりあえず聞いていただければと思います。

○会長： じゃあゆっくりお願いします。

○藤本畜産： 次に公害対策についてです。糞尿処理については先ほど述べたとおり、堆肥発酵装置で堆肥化します。雨水排水についてですが、敷地内にある調整池に集めた後、下流域に影響を及ぼさないように放流します。また、水質検査を年に 3 回行います。悪臭・害虫についてですが、施設及び敷地の衛生管理・環境美化を行うと共に、敷料をこまめに換え、すみやかに堆肥化することによって、臭いや虫の発生の元を抑えることができます。公害防止協定を締結し、その公害防止協定を経営の第一義として事業を進めるとともに、地域の経済発展に微力ではございますが、お役に立てれば幸いです。

つきましては弊社計画にご理解をいただきますようよろしく願いいたします。簡単ですが説明を終わりたいと思います。何か質問があればお願いします。

○会長： 今の説明で質問ができると思いますか。私たちの資料に色々な図面が添付されていますが、それに関する説明はどうしてないのですか。もう一度説明を、まず位置図から説明をお願いいたします。

○藤本畜産： 位置図を開いていただいて、白黒なのでわかりづらいですが、申請場所と丸で囲んである所が今回計画している牧場の位置です。

次のページを開いていただいて、今現地に行っていたいただきましたが、この図はたぶん新しい道路ができる前の図だと思えますが、一応この新設届出地という部分の面積、色が少し変わっている部分が今回の申請場所です。その次のページですが写真が4枚ありまして、これは山の部分と、3枚目が入り口を逆方向から見たものですかね。1番は入り口から見た所ですね。

○会長： じゃあ私から説明させていただきますでしょうか。1番が入り口の部分で、2番が広場になっていた所ですね、先ほど行かせていただきました。1番の右上の所は、砂を取ったような部分となっています。3番と4番は荒れており、3番は低くなっているため、そこに何メートルか分かりませんが、埋め立てをするのではないかと思います。

時間のなかで一番伺いたいのが、この現況平面図のところ、先ほど図面なく説明されましたので、どこに何をやるのかもう一度説明をお願いできますか。

○藤本畜産： 現況平面図ですけど、少し色が変わっているのが農地の部分です。この上の部分から小山がありまして、この部分の土をある程度削り、農地の部分を埋めて、均一の高さにする計画です。右の下蛸路という文字が書いてあります右上ぐらいの高さを最終的な計画高、ここが一番高くなるように計画しております。この敷地はお皿型にして、境界から外へは水は流さないということで計画をしてあります。

次のページですが、色で分けしてある牛舎の図面が載っていますが、左下のほうにあります道路が侵入路です。侵入路を入れていただいて、左上のほうにある縦長の長方形の部分が調整池で、この面積の水を全部集約します。そこから侵入路を横断し、左側の出入り口の道路がついている部分に水を放流させていただく計画です。この図面では排水の色分けが少し分かりにくいですが、境界の周り10メートルに関しては植樹帯を設けることが計画の中に入っています。その内側の牛舎の周りや、その他の部分に関しては、水路を全て設けています。少し分かりにくいですが、縦断図の次の横断図で、牛舎が建ってまして、土地の部分に水路を設け、雨水を全て受けるようにしています。それを牛舎敷地内に張り巡らせまして調整池に全部集約させるということです。

次のページに行きます。3.9ヘクタールで肥育規模は1,000頭を計画しています。次に経過書というのは、地元の方とこういう形のものをやらせていただいたというのを簡単ではございますが載せております。

(4) 審議

○会長： ありがとうございます。一点だけ確認させてください。それから委員の皆さんに意見をいただこうと思います。最初の A3 の位置図のところ、現在の住宅団地がある所と牛舎を建てる所の位置関係ですが、今日の現地調査でも確認しましたが、至近距離に住宅団地がありました。300メートルぐらいですか。ここで大変重要なのは、春夏秋冬の卓越風の時に、どこにどういうふう臭気が拡散されるのか、ということだと思っておりますが、一番最初の 50,000 分の 1 の位置図のところでもう一度はっきり言及していただけますか。

○藤本畜産： この 50,000 分の 1 の位置図では、申請箇所は 5 ミリぐらいの丸でしかないため、私から見ても大まか過ぎてなんとも。

○会長： それでは 2,500 分の 1 の地図では、北側に団地があったと思いますが違いますか？

○委員： この地図ですが、何年前の地図ですか？ざっとでいいです。

○藤本畜産： この地図に関しては、去年の 10 月か 11 月ぐらいの時に、申請用に設計屋に作ってもらっただけなので、いつのものか分かりません。たぶん住宅地図等を引用したものではないでしょうか。

○委員： 南虹が丘、隣の虹が丘の町名すら書いていない古い地図なんですよ。虹が丘は昭和 62 年から販売していた。それが書いていないということは、それ以前の地図ではないですか。ここへ牛舎を建てようと思った際、図面を見て周りには住宅地がないと思って計画したのか、あることが分かった上で計画したのか聞かせていただきたい。

○藤本畜産： どう説明させていただけばいいのか。最初は、ここにこれぐらいの面積の土地がありますよ、ここは調整区域ですよと、特産品、地場産業でまずできるかどうかという話から入り、最初に資料だけいただきました。だから住宅をどう見るとか見ないじゃないに、まずこの場所の地目が何であるのか、そういう下準備から全部調べさせていただいて、市の建設のほうとか、県の環境とか、そちらのほうに全部出向いて、こういう場所のできるかどうか問い合わせから入って行きました。それまでは実際のところ、現地に何があるとか、そういうものに関しては、そこまで調べていなかったです。場所的なことは、私らもこちらに関しては詳しくないですから、下蛸路という地区から入るとなれば、山林に囲まれているな、という感覚でしか判断していなかったです。

○委員： 確かに今言われるとおりに国道側から入ってきたら、建設場所からは団地は一切見えないと思うんです。けれども、もっと新しい地図でここに南虹が丘町、虹が丘町という町名が書かれていれば、ここは住民がいるなど誰でも分かると思うんです。ところがこの地図を見ていたら、ここらは本当に山か畑かそれしか見えないんですね。この地図は虹が丘町が書かれていませんから、20年、もっと前の地図だと思います。僕自身、松阪に来てそう年数が経ちませんので、ここら辺の地形はあまり詳しくないですが、もっと新しい地図を使っていたら、ここに住宅があつてあまりにも近いなど、もっと他の場所を考えたんじゃないかなと僕個人の考えではそう思います。

それと、これは市のほうになると思いますが、藤本畜産から松阪市長に出された開発行為届出書。この中で施行場所として下蛸路町字中条 680-2 他となっていますが、これを法務局で調べると建設省の土地となっているんです。国の土地に建てるんですか。国の土地をいまさら買い上げられるんですか。絶対おかしいと思いませんかそれは。

○藤本畜産： これは多分ですけど、最初できるかできないかお伺いした時に、分筆の登記ができておらず土地が入れ替わっていた部分があるみたいなんです。おそらく隣接道路という形の部分だと思いますが、測量士さんに全部測っていただいて、申請は出させてもらっておりますが、登記が申請以前に完全にできていなかった分かもしれません。

○委員： 確かにあの国道も昔に比べて違う場所で広い道になっていますし、土地を調べるのは大変ややこしい状態になっているにしても、ただ2、3日前に調べた時点では間違いなく建設省の土地なんです。しかもこれを市に出されて、市はああそうですかと納得されている市もおかしいですよ。しかも日にちも書いてありませんよ。何日に提出しましたと。市もちゃんと調べてくださいよ。

○会長： 市はこのことについてどうなっていますか。

○事務局： 開発行為届出書、今お示ししている分には日付は入っておりませんが、市で受け付けた原本につきましては、日付が入っており、受付印も押して処理をしました。ただ、お示しの資料については控えを使用しておりますので、日付の入ったものは原本として市のほうで保管しております。

場所はかなりの筆数がありますので、こういう施行場所等の表示につきましては○他○筆とかそういう表示で受け付けをしております。

○会長： 工事施工者は未定でよかったですか。

○事務局： はい。

○会長 施行場所が国の土地ではないかという部分に関しては市として確認していますか。

○事務局： 届出の時点ですべての筆について所有権等について確認はしておりません。届出を受けて、審査の中で届出承認となっておりますので、許可となればいろいろ筆のチェックもありますが、この届出に関してはそこまでのチェックはしておりません。

○会長： 届出に何の問題もないこと的前提で保全審議会が開催されているわけですが、入り口である届出に不備があると、何のために審議するのかわからなくなるので、先に確認する必要があるんじゃないかなと思いますね。それではこちらはきちんと確認していただくこととして、今日は先ほども冒頭に申し上げました、何回かかるかわからないけれど、今日一回目のところでは、ちょっと不十分な資料もありますし、わからないことも一杯あるので、委員の皆さんからざっくばらんな意見を出したいと思います。また、今日現地調査も行いましたし、質問や必要とする資料の提案や、いろんな事があろうかと思いますが、いかがでしょうか委員の皆さんよろしくお願いします。

○委員： 先ほど藤本畜産のほうからいろいろ話を聞いた中で、全国的にある程度規模を持って商売をされていると思いますが、過去に、何年前か忘れましたが、口蹄疫という牛の伝染病がありましたよね。牛をたくさん持たれてますが、その時はどうでしたか。

○藤本畜産： その時は、うちは宮崎のほうに牧場がなかったため被害はありませんでしたが、正常化になるまでは、各牧場で出入り時の消毒を徹底しておりました。

○委員： それでは万が一ですが、もし今建設を予定されているところで発生したと仮定した場合に、地元の住民としては横が国道です。通行止めになりますよね。近隣の住宅地は家から車から全部消毒されますね。早く言えば家から出られないことになります。小学生は小学校に行けない。中学生は中学校に行けない。会社へ勤めている人は会社に行けない。可能性もないとは言えませんよね。もしそんな事あった場合、距離が遠ければ問題ないと思いますが、300メートルなので絶対に保健所でしょうか、消毒に来ますわ。出られませんわ。車も家も粉まみれになりますわ。もしそういうことになった時、どう対応されるんですか。

○藤本畜産： 発生した場合は、法律で定められているように全頭殺処分を速やかに行いまして、周りに拡がらないように、できるだけ迷惑のかからないようにしたいと思っています。

○委員： 小学生や中学生は何日間か何週間かわかりませんが、その間学校に行けない。会社勤めの方は会社へも行けない。何百世帯もあるんですよ、そこまで賠償できますか。小学校は教育ですよ。教育を受けさせるのはお金を払ったら済む問題じゃないですよ。そういう所まで考えて、建設を考えていただきたいのです。要するに、山の真ん中に牛舎を建てるのはいいですよ。半径何メートルか何キロかわかりませんが、それだけ離れている所へ建てるのでしたら、藤本畜産としての商売ですから。松阪牛をブランド牛としてより世間に広めてもらうというのは、市民にとっても大変いい事だと思うんですけどね、でも建てる場所だけを考えていただきたいと思います。別に土地は周りに何も無いような所が結構あると思うんです。わざわざこんなすぐそこに家が見えるような所はやめてくださいよ。僕だけの問題やないんです。僕はここ何日間かもう下からは責められて、責められてもう……半分ノイローゼになっているんですよ。もうそのうち胃潰瘍になって血吐いてしまいます。そのぐらい近隣住民から責められているのです。

○会長： ちょっとよろしいですか。じゃあ、他の委員にも質問をさせてください。

○委員： 実は、なかなか専門の立場から質問しづらいですね、というのは、環境保全審議会であるにもかかわらず、環境に関する話がほんとなんです。ですので、例えば、資料の後ろのほうに行くと調整池の計画図がありますが、先ほど雨水をそこに流し込むという話をしていましたが、例えばこの計画図がだいたい何ミリ対応になって、どのくらいのキャパがあって、どういうルートを通してそこに入ってきて、という話がないんですね。どうしても当然貯まってきますから、そしたら貯めたときに、たまに浚渫するはずなんですけど、そういうヘドロみたいな土砂をどこに持っていくのかとか、あるいは谷を埋めて整地をしなくてはいけないのですが、谷を埋めるとなるとかなりの土砂を持ってくる必要がありますが、その土砂をどこから持ってきて、どの程度、どういう高さで入るのか、そういう諸元のような話がまったくなかったり、あとは臭いの話もですね、資料について説明はありませんでしたが、これは全く違う地域で、地域が違えば当然周辺環境が違いますし、風向きも違いますし、測っているのが3月ですよ、季節によって臭いがきつい季節もありますので、そういったところで、これら一つひとつ資料を見なくてはいけないんですが、資料は非常に断面的で、多すぎて、どういう風に解釈していいかわからないんです。どこをどうやって質問していいか実はちょっと分からない感じなんです。だから環境に関する審議会ですので、もう少し環境の部分で調べるところは調べていただいて、きちんと説明していただかないと、なかなか細かい部分が、少なくとも水の関係は質問しづらいというのが現状です。というところでもし説明できる余地が今日あるのであれば、そういう水質の関係も含めて説明していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○藤本畜産： すみません、前はカラーで作って提出させてもらったのですが、今回はうちの方が用意すればよかったのですが白黒です。どのように説明させていただいたらいいいのか、白黒では少し難しいのですが、雨水というのは基本的に屋根の水と、道路、その周辺に落ちる水を全部集約するというので、牛舎の中に溜まってくる尿とかそういうものに関しては仕切り、ブロック等を積んで外に出ないというのを基本にやっています。それに関して、この雨水を受ける水路を設けておまして、それも色分けしてありますが、流れる方向もこの図面にも載っています。全部調整池の方を向いて集約しています。それに対して水量、流量とかその計算に関しては、コンサルが入り、開発条件に則ってやっています。あと、今言われた土砂の搬入とかそういったものは高さ的には今回一切考えておりません。

○委員： 今のような説明を求めているのではなくて、コンサルと言ってある意味逃げられてしまった感じなのですが、そこが大事で、要は結構雨が降ることが多い地域ですので、この地質についてどのぐらいの時間降水があった時に、それを担保できる容量でこの調整池ができているのか、ということなんです。それがちゃんと計算式が出てきて、これこれこうだという説明がなかったら、何のための審議会か分からないですよ。だからそれはコンサルがやっていますのでという話は、この審議会の場ではちょっと違うと思います。まずそこが是正していただきたい部分であって、あと土砂の問題も考えていないということは、敷地内の丘陵地の土砂を削れば全部地ならしできるというふうに考えていらっしゃるということですか。

○藤本畜産： そうです。

○委員： それもきちんと計算してそうなっているという話ですかね。それがどういう計算でそうなっているのか私はわかりませんが、先ほどの位置図を見ると、造成される前のものが出てくるんですね。今回来てみると、土取り場の跡になっており、結構山が削られているのです。だからもし、この等高線の状態で土砂の計算をしていたら全然足りないかもしれないと、その時には外から土を持ってくるのですよね、それはどういう風に考えて、どの時点で地形を考えて、土の嵩を考えるのか説明していただきたいと思います。

○藤本畜産： この位置図が示しているものは、言われるようにいつのものか分かりませんが、私どもが用地買収をした後、敷地確定をしたり、いろいろする過程で、現状の断面、数量計算というのを、全部測量をかけ、数量を拾い出して、この計画図に入れていきます。だから今の位置図のままで見ていただいたら確かに山なので、そのままの量でしたら余ります。しかし今の現況の敷地の土量、現状の高さというのを全部当たった上で境界を確定していますから、それに基づいて高さも確定しています。

それと雨量に関しては僕も専門家じゃないので、はっきりとは言えませんが、何百年何千年に一度の大雨の洪水を受けられるだけの量の調整池を設けているということは聞きました。その数量の計算式については、おそらくこれは林地開発になるので県のほうに計算式は全部出しているはずですよ。

○委員： それができるはずではなくて、それを説明していただかないと審議にならないということなんです。なんて言ったらいいのでしょうか、審議以前の問題なのかなという気がしてきたのですが、その辺を含めて説明していただかないといけないと思っているのですが、それを踏まえてあと1つ質問したいのですが、さっき雨水の話は出たのですが、排水の話が出てこないです。例えば牛舎を掃除したり、牛を洗ったり、ここは排水は出ないのでしょうか。

○藤本畜産： 牛を洗ったり牛舎を洗ったりすることはないので、基本的に出ないですよ。

○委員： 僕は知らないのですが、基本的に洗わないんですかね。

○委員： 出す時に一回洗いませんか。1クールといいますか、飼って出荷したら当然そこは清掃かけませんか。

○藤本畜産： 消毒ですね。洗ったりすることはないですよ。

○委員： じゃあ排水は出ないということなんですね。

○藤本畜産： そうですよ。

○委員： それは間違いないですね。

○藤本畜産： だいたいどこの牧場もそうだと思います。

○委員： だからそういうことが今日まったく説明いただけないので、わからないんですよ。そういう説明があつて初めて、じゃあこれどうなっているのという質問ができるわけで、その辺りがなかったら、私たちとしては、どうなっていて、どこを質問していいのか全くわからないというところですよ。

○副会長： 私のほうでもいろいろ内容を考えていたのですが、最初の資料は図面だけが次々とあるだけで、初めの会社の説明もすべて口頭で早口で言われるだけで、メモをと

る暇もなく、また、その後の対処についても図面だけしかなくて、またさらに最後のほうに建ち位置のデータだけがトントントンと出てるだけで、この地域における風力、風向等のシミュレーションが全くされていない、という感じがしますね。例えば悪臭の影響ですと、糞尿臭からアンモニア臭、畜臭から発酵肥料の臭い等、たくさんの種類があると思いますが、これについての当地域におけるシミュレーションが必要ではないかと思います。それから排水の場合、直接溝へ流さなくても浸透していく地下水の影響の問題、それも出てくるかと思います。それから騒音の問題では、作業時の騒音の問題とかですね、運搬車の問題、あと肥料の問題、特に牛の鳴声ですね、1,000頭からなると大合唱のように、時間帯によっては大きな鳴き声が出るのではないかと思います。だから騒音についても、いくつかの騒音の種類が出てくるかと思います。交通量の問題、これは作業車とか運搬車が頻繁に通ることだと思いますね。あるいはハエとかアブ、ねずみが多分増加すると思いますね。それからカラスの増加、あるいは野鳩の増加。これは当然どこの場所においても畜産の所では増加していることと私は予測しています。それと輸入牧草をおそらく使われると思いますが、その場合その中に混入する外来種の問題とか、いろいろな対処が必要になってくるかと思うのです。それについての細かな資料を作っていただくと、こちらもここはどうだという質問もできるかと思うのですが、まったく質問する材料がないというのが現状ではないかと思います。

○委員： 今 2 人の先生からお話あったことと私も関係してお話させていただくと、カラスと鳩が増えるというのは畜産では間違いはないというのが私の感覚なのですが、それとは別にお伺いしたいのですが、堆肥場を設けられるということで、おそらくこれも説明がなかったので写真で考えろということになってしまうのですが、資料 27 ページから堆肥場がございしますが、これはこのような構造のものを設置するという考えでよろしいですか。

○藤本畜産： そうです。規模的には写真のものより全然小さな規模ですが、そのような建物を作り、下に溝が掘ってあるかと思いますが、そこから空気を出し、スクリーのようなものでかき混ぜながら発酵させていきます。

○委員： これも数字が示されていないので、私たちが質問できなかった事なのですが、例えば 1,000 頭ベースで、肥育を先ほどさらっとお話していましたが、10 ヶ月齢を持ってきて 32~33 ヶ月齢で出すというお考えでよろしいですか。

○藤本畜産： はい、基本的にはそうです。

○委員： そうすると 300 キログラム程度のものから、だいたい 650~700 キログラムに仕上げたいというお話だと思います。そうなりますと、おそらく濃厚飼料、粗飼料が

あると思いますが、1 頭あたり 1 日にだいたいどれだけエサを食べさせて、そうすると 1 頭 1 年あたり糞尿はどのくらい出るという計算で、この設計をされているわけですか。

○藤本畜産： それはちょっとまだやってないです。

○委員： これが環境の問題ですよ。家畜糞尿問題の場合は、家畜糞尿がどれだけ出てきて、先ほど臭気の話がいろいろ住民の方からもありましたし、先生からもご指摘がありました。臭気の問題とは同時に、どれだけのものが発生しているから、これだけの臭気が出るということが説明されないと、ただどこかのサンプルを持ってきて、臭ってませんではなく、少なくとも 1,000 頭はあの密度で飼うとなると相当数の家畜糞尿が発生します。それを農水省の数字を使っても生糞で年間だいたい 9,000 トンから 10,000 トンになると思います。これに、先ほど汚排水を出さないためにおが粉を入れるというお話でしたので、おが粉を入れれば、多少ぼかしで戻したとしても、発酵させて堆肥化したとしても 10,000 トン近くの数字が出てくるのではないかなと、だいたいいろんな所を見ていると、これぐらいの数字が出てきそうな感じがするんですね。そうなった時にこれだけの量をどこに積み上げておくのか、あるいは、10,000 トンというのは私のざっとした計算ですのでこれは正しいとは思っていません。発酵方法もいろいろありますので。ただ、これだけのオーダーのあるものを、どうやって販路を持っていき、臭気が残らないように出し続けられるのか。システムとしてどれだけきちんと家畜糞尿を堆肥化させ、持っていけるのか。こちらの家畜糞尿につきましては適正処理法の方で回すのだと思いますが、発酵期間はどれぐらいを予定しているのか、どのような堆肥にして、どのぐらいの期間を持つのか、つまり最低限それだけは回さなくてはいけないので、この辺の数字も出てこないのでは、環境保全審議会としては、何ら解決もしないし、何ら質問もできないというところで、若干おかしかなと思います。それから、先ほども副会長からお話がありましたが、当然ながら GMO (genetically modified organism=遺伝子組み換え飼料)が入ってきます。家畜飼料に関しては GMOが入っているのが当たり前です。そうなってくると、これをどういった飼料の形で持ってくるのか、すなわち、配合飼料として持ってくるのか、バラ飼料で持ってくるのか、あるいは先ほどの外来牧草というのですが、チモシー、ルーサン、ああいったものを持ってきますと、近く水田が走っていますので、どういう措置で持ってくるのか、などなど、いわゆる外況に与えるインパクトについて、きちんとした設計図なり評価書がないと、私の分野からもコメントができないかなと思います。

○委員： 議論の要点はみなさんがすでに考えておられることと同じなので、繰り返しになるのですが、データとしては臭気データのデータが添付されているのですが、これは 3 月のみのデータなので、やはり今の時期のデータがないというのはまあ、データとしては不備があるんじゃないかなと思います。一番臭気が強い時期というのは一番ご存知だと思います。

すので、年間の変化というの分かるような、例え別の場所でサンプルを取るにしても、もう少し資料の準備っていうのをちゃんとしていただかないと、これだけで大丈夫ですと言われてもたぶん誰も納得はできないと思います。あと地下水のご指摘もありましたが、貯水池から漏れる水というのはないんでしょうか。ちゃんとそれは出ないような工事になっているのかっていうところですね、もちろんそういう部分から出てくる水質自体も問題になってきますが、地下水というのなかなか目に見えて、すぐ測定できるものではありませんので、その辺りをちゃんとお考えになっているのかどうか分かりにくいという状況ですね。飼料については粗飼料は何をお使いになる予定でしょうか。

○藤本畜産： 素飼料は子牛のときはチモシーやオーツ、あとは中期、後期になると稲わらや麦わらを予定しています。

○委員： 資料のない状態ではなんとも言えないのですが、ここからは感想というか提言ですが、当然環境を守るための基準というのはそれ以下にキープするのは当然のことで、ただしそれだけでは不十分ではないかなというふうに思います。やはり最低限基準を満たす。さらに感覚的な部分も考慮した対策が何か必要になってくるのではないかなと思いますし、科学的な、データによる判断以前に、この土地を選ばれた時にどうして周囲の状況を地図だけではなく、もっと見回るといえることができなかつたのかな、というのが審議以前の問題として私は非常に不思議に思っています。

○委員： 排水のことですが、牛舎内の排水は調整池には雨水っていうんですか、これしか流れないということですよ。牛舎から堆肥庫までショベルカーで持って行く時にやはり糞尿が付くと思いますが、そういった時の考えはいかがでしょうか。調整池の下手は下蛸路の水源に、100%で水を受けていますので、その影響はやはり心配しています。完全に雨水だと先ほど言われましたけど、本当にそれでいけるのでしょうか。

○藤本畜産： 原則として入らないですが、言われるような掃除はしますね。掃除もきちんとするのですが、残ってしまう部分があるのは事実だと思います。その部分は入ってしまいません。

○委員： そうすると、今までは雨水だけのきれいな水でお米ができていたのが、今度は牛舎が建つ事によって糞尿が入り、それは肥料になって良く育つという笑い話もありますが、そういうわけには行きません。

○藤本畜産： 牛舎から持ち出す時には基本的には中で作業をし、トラックに積み込んで、それは雨降りの時にはやりません。その時に、おがくずを頻繁に変える事を計画していま

すが、ただ、実際はそれしか対応としてはないです。やはりいっぱい含んでポタポタ尿やアンモニアが落ちる状態では迷惑をかけるということが頭の中にはあるので、床の取替えは頻繁にやるというのは、それは前提であり、それが一番の対策かなと、理にかなった対策かなというふうに考えています。

○委員： そうすると牛舎から堆肥舎まではどうですか。

○藤本畜産： 今はもうショベルのまま走るといのはほとんどないです。そういうことは一切やっていませんので、だからトラックに積めないような糞尿というのを、そこまで置いているというのは考えもんですし、だから飛散せず、糞尿の水分が出ないようにするためには頻繁な取り替えですね、そういう対応でやっていくしかないです。

○会長： 委員のみなさんから意見をいただきました。この場には専門的な立場のアドバイザーとして来ている人もいますので、今の委員さんと開発を行う藤本畜産株式会社とのやりとりを聞きながら、何か私たちが今後審議を進めていく中において必要とされるような資料の提供だとか、あるいは考え方だとか、そういうところでアドバイザーとして一言ずつあればお願いしたいと思います。

○アドバイザー： 畜産研究所、三重県の研究施設ですけど、松阪の嬉野町というところで、肉牛が 80 頭ほど、乳牛が 40 頭ほど、それからブタが 150 頭、鶏が 1,500 羽と、その程度の研究施設で、主に畜産の生産の立場で飼料管理面の技術開発や、最終的には安全安心の畜産物を消費者のみなさんに提供できるような技術開発を今行なっていますが、今日も現地視察をさせていただき、改めて、畜産を新しい場所でやるというのは非常に大変であること、みなさん住民の方々のご意見を聴いたりした中で非常に実感したところなんです。私どもの場合は、以前から嬉野町のほうで畜産をやってしまして、その後に近隣にどんどん団地もできてきて、周囲 100m もないところにも団地があります。そういう中でも家畜を飼って研究しているわけですが、そういう中で今回のお話を聞きながら思ったのは、今近隣の住民のみなさんと非常に上手くお付き合いをしながらやっているわけですが、実際うちでできた堆肥なんかも近隣の方々たくさん取りにきていただいて使っていただくとか、その後、お米や麦を取った後にできるワラを肉牛のほうに使わせていただくとか。そういうお付き合いをしたりですね、あと近隣の幼稚園や小学校とか、中学校の学校教育、そういった中でもうちの家畜の中でいろいろ見学なり、遠足なり、それから社会勉強ということで家畜を飼う体験をしたり、ということもやっていただいたり、いろいろと地域のみなさんと非常にうまくお付き合いをしながら仕事をしています。今回藤本畜産さんが来ていただく上でも、例えば松阪牛の振興という面ももちろんですし、近隣の住民の方とのお付き合いをこうやっていくんではないかというような、住民のみなさんとの付き合い方、堆

肥を利用していただいて地域のお米を作っていただくとか、幼稚園や小学校、教育の場として、食育というのが今言われてますので、そういった教育の場として使っていただけるようなエリアも設けますとかですね、近隣の住民とうまくお付き合いできるような夢が絵に描いてあると、少し考え方も違って来るかもしれないということと、いきなりここに牛舎建てますよという感じでボンと来てしまった後で、住民の皆さん気がついたという今回の状況はやはり非常にこういったこじれた形になるんじゃないかなということ、私どもも勉強させていただいたところです。

○アドバイザー： 失礼します。三重県畜産研究所の大家畜研究課でございます。私のほうからは、技術的な事で少し細かい点ではありますが、質問なり意見ということで、させていただきますと思います。先ほど委員の先生からも出ました糞の処理について、堆肥舎の規模は図面では、1棟12メートルの40メートルのものが2棟できるということでしょうか。そうしますと1棟が480平方メートルということで、2棟あっても1,000平方メートルに満たないということですが、肥育牛、和牛ですけれど、1,000頭規模で、牛舎がフルになった場合を計算をいたしますと、私どもも県内の畜産農家の堆肥舎を建設する際に、どれぐらいの規模があったらいいかという相談もさせていただいた時に、いろいろ一緒に考えて出している計算式があるわけですが、写真で見せていただいたスクリーン、オーガですか、あれが付いたタイプで、通気あり、オーガは毎日動くということでしょうか、なかなかあのタイプの攪拌は県内にないので、私自身もどのぐらいの能力があるのか見定めておりませんが、やはりそれにしても2棟1,000平方メートルでは、堆肥化するだけの規模としても少し不十分ではないかなと思います。それから例えば堆肥化処理が終わり、すぐに堆肥として出荷されるのであればいいのですが、ある程度の保管をしておかなければならない期間、それからおがくず等がある程度貯めておく所があると、やはり今の図面を見せていただいた限りでは、そういった部分について、まだ検討の余地があるのかなという気もいたしますので、またそういったことについてならば、私どもも技術的なことでアドバイスさせていただけるのかな、と思いますのでよろしく願いいたします。

○アドバイザー 松阪地域防災総合事務所の環境室です。よろしく願いいたします。委員の皆さんからすでに環境に対するいろいろな追加のデータとして要求されていますが、またそれを拝見させていただき、これからの調節をしたいと思います、せっかく付けていただいた悪臭の測定結果の事で少しお伺いしたいのですが、まずこの神戸畜産と藤本畜産はどういう関係なんですか。

○藤本畜産： 元々は神戸畜産にあった牧場を、藤本が分けてもらう形で始めたものです。

○アドバイザー： そうすると神戸畜産と書かれていますが、藤本畜産が経営されている

牧場ということですか。

○藤本畜産： いえ全然別です。別になります。

○アドバイザー： ここは大きさはどのくらいで、何頭ぐらい飼っておられますか。やはり同じ規模を選んでいただいたということでしょうか。

○藤本畜産： そちらの牧場は1,200頭です。

○アドバイザー： そうするとここよりちょっと大きいくらいですか。現場でもどなたかが聞かれていたと思いますが、この付近は例えば半径300m以内に一般の方が住んでおられるんですかね。

○藤本畜産： そうです。22ページに資料的なものがあり、これは白黒になっているんですけど、こちらの資料に関しては、こういう形で牛舎はこの規模ですと。それで測定をいたしまして、黒い点で敷地境界から100m、300mと点を打ってありますが、民家の位置はこの図面では赤丸で囲んであります。白黒では多分わからないと思いますが。

○アドバイザー： ここは何年ぐらいやっておられるのですか。

○藤本畜産： ここは古いですね。悪臭については、ここに関してはそういう問題はないです。

○アドバイザー： とりあえずここはそういう状況かもしれませんが、またそちらでいろいろデータを示していただき、検討したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○アドバイザー： 松阪農林事務所で農業振興のお仕事をさせていただいております。私どもにつきましては、先ほど少しお話を伺いました家畜排せつ物法のほうを所管させていただいております。法律上からいきますと、堆肥施設を装備されているということで、違法な建設という形にはなりません。先ほど畜産研究所のほうからお話がありましたように、周辺きちんと管理をしていただかないといけないという観点からいきますと、三重県内は、非常に水稲の収穫時期が早いので、他の県のように、稲わらを畜産農家が撒き、それで堆肥を還元するというやり方が非常にやりにくい土地柄になっております。ということでなかなか田植え時期が遅いところほど、耕畜連携が上手く行っておらず、今現在の畜産農家さんたちも、かなりご苦労していただいております。さらに松阪地域におきましては、近年、地域内のお肉屋さんたちが牛舎をいろいろ建てだして、密度が少しずつ上った

てきている状態ですので、そういう所から見ても、堆肥の広域流通とかその辺について一度ご検討いただく必要があるのではないかなと考えております。

委員さんの中で家畜伝染病のお話も出ておりましたが、本日はその専門家がおりませんが、新たに偶蹄類を飼育される場合には、口蹄疫になった場合の処理する場所の確保については努力義務があると思いますので、どうされるか、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。またそのへんにつきましては南勢家畜保健衛生所の担当者と十分ご協議いただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

○アドバイザー： 環境部でございます。本当に今日は忙しい中、先生方あるいは委員の方々あるいはアドバイザーの方々本当にありがとうございます。まず林地開発の関係で話がいろいろ出ておりましたが、今後またきちんと精査をしながら資料を出して行きたいなと思います。事務局として本当に申し訳ないなと思います。質問の中で、雨水の関係ですが、放流量の算定の部分を見せていただきますと、50年確率で降雨量を設定されてみえるようで、時間雨量 208.3 ミリという計算をしてみえます。それから国交省の土地であるということについては、この林地開発の中では、加工申請等で国交省あるいは松阪市と協議中ということで、取り付け道路の関係で水路等を加工される部分だと思います。そこを加工するために施工範囲として示されていることが判断できます。それから市の行政、一番市民に近い行政が物事をやる時には、地元合意というのが一番の重たい所でございます、そこをきちんとやらないと事業が進まないというところで、われわれ仕事をやっている者にとりましては、今回のこういう状況を踏まえまして、市長も今日はそういう話し合いの場というのを言っておりますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思っております。

○会長： ありがとうございます。時間も迫ってきましたので、今後のことについて幾つか確認をさせていただき、今後の進め方についても考えてみたいと思います。

私たちは委嘱状をいただき現地調査を行いました。その時に、松阪市のトップである市長の想いとして、ひとつ、非常に強く出てきており、この保全審議会としてもそれは尊重すべきと思っております。何かというと、この経過書によると、下蛸路自治会に関しては2回ほど説明会が開かれており、本当は3回行われているようですが、十分な説明ができません、終わってしまったということも書かれていますし、その他に、近隣の地域に対する説明会は開催されていませんでした。藤本畜産株式会社に確認ですが、その通りですね。私たちとしては、遅いながらも、きちんとした説明会は開催すべきではないかと、審議会においても感じる所がありました。だから、この審議会は継続して開催しますが、同時進行になるのかと思いますが、説明会を行なっていただきたいと思います。それはどのような形で、どのくらいの間隔をおいて、何回やるのかということに関しては、藤本畜産株式会社が住民との話し合いから考えるべきものであると思いますが、できるだけ早い段階で住民説明会を行なっていただきたい。それに対して保全審議会の委員としては義務ではな

いですが、時間の都合、これは地域住民と藤本畜産株式会社の間での時間の設定というのが最優先であります。私たち審議会の委員の中でも、時間の都合が付く委員は参加をしていただいて、地域住民のみなさんが何を考え、どういう情報を欲しているのかということをお聞きしたいと思っております。事務局としての松阪市環境課、先ほど環境部長の話がありましたが、それは当然でありながら、参加をしていくという形になります。ただ、市や審議会としてはオブザーバー的なところでは話は聞くのですが、藤本畜産株式会社がどれだけ誠意をもって、地域住民に説明するのか、という所に鍵が隠されているのではないかなと思っております。それが一つ、これは要望です。命令や指示ではありませんが、ぜひとも考えていただきたいことの一点です。

それから私たち本来の仕事としての環境保全審議会のことですが、藤本畜産株式会社においては、松阪市環境保全審議会の規則たるものが平成17年1月1日に第142号として策定されておまして、それはすでに手渡しされていると思います。そこにはこの審議会の所掌事項が第3条第2項に2つ掲げられております。『開発行為の届出があった場合において、当該開発行為が松阪市における自然環境、生活環境及び水道水源の保全に関し重要な事項であるとき。』『その他市長が必要と認めたとき。』そういう時に限ってこの環境保全審議会が開催されます。それで私たちとしては今回、地域の牛舎問題に対する保全審議会が開催されたわけですから、私たちとしては一旦開催された以上、何らかの形での審議していかねばなりません。そこで今後のことについて、これはお願いではなく、審議を継続していくための必要最低条件として、藤本畜産株式会社に求めます。まず資料の提出。説明責任が果たせるような資料の提出を求めます。もう一度申しますが、自然環境に関わるもの、生活環境に関わるもの、水道水源の保全に関わるもの、この3点に関わる部分で、先程もよく話が出ていましたけれど、特に臭気に関するものだとか、もしかしたら騒音だとか、いろんな部分に関する地域住民の意見もかなり大きく出ているということを考えてみますと、そういったところの部分に関する、私たちが十分に審議できるような資料を提出していただかなければ審議はできません。だからそういう部分について、コンサルに力を借りるのは全く問題ありません。まだ建設はしておりませんが、シミュレーションというものはいくらかでも可能です。この地域の基本的な自然環境に係るデータはいくらでもありますので、それと神戸だとか、みなさんが得意とする地域での、いろんなデータを組み合わせた場合、この地域でどういう事が言えるのか、どういうことが想定されるのかということに関して、きちんとしたデータを揃えて出してください。もし早く進めたいという希望があるならば、早く準備をしていただきたい。その準備が整っていない限り、環境保全審議会の第二回目はいつ開催されるのか全くわかりません。そういう部分に関しては藤本畜産株式会社に対して、審議会の会長として、強く要望しているところであります。

それから現地調査について。私たちは現地調査を行いました。一回で終わるとは思いません。必要に応じて現地調査を何回かそれはわかりませんが、行う可能性はあります。その時においては、今回のように準備なしでは困ります。私たちがその場に何のために行

くのかということをよく考えた上で、説明責任を果たしていただきたい。

というようなことが本日第一回目の環境保全審議会を行ない、みなさんの意向やアドバイザーからのアドバイス、そういうことを踏まえて整理をするならば、会長としてはこの3点という形で話をまとめさせていただきました。

○藤本畜産： 今言われたようにデータの資料に関して、ご用意させていただくことについて、窓口としては会長のほうから、こういうデータがほしい、こういうデータをくださいと指示をいただき揃えさせてもらえばいいのですか。

○会長： 窓口は会長の朴ではなく松阪市環境課です。そこが事務局ですので窓口となります。委員のみなさんはそれぞれの専門分野について、事務局である松阪市環境課に直接連絡する場合もあるでしょう。あるいは、効果的に資料を揃えるためには例えば、水・家畜・植生などいろんなところで合わせて、わかりやすい形でまとめて渡したほうが良いという判断であるならば、場合によって私を通じて事務局に伝えるというように、あらゆる方法をとります。

○藤本畜産： それともう一つ、虹が丘のほうですが、地元説明をさせていただくにあって、うちの会社から窓口として代表者の方を通じてという形でもよろしいですか。

○会長： 経過書に書かれている今までの説明会はどのように行われましたか。

○藤本畜産： 一応自治会長さんを窓口にあててアポを取っていただいて、いついつにお邪魔させていただきませんかという形は取らせていただきました。

○会長： じゃあこれは会長の私が答えさせていただきます。第一回目の環境保全審議会が開催されていない時にはそれで結構でした。市長が必要と認めた場合に審議会が開催されるということ、それとこの開発行為が3つの側面で影響を与えるだろうということが判断された以上、事務局を窓口にしていくというのは一つの手です。藤本畜産株式会社として直接行おうという判断をするなら、そのようにしてください。審議会が行われましたので、地域住民との円滑なコミュニケーションを、何回になるのかわからないけれど、取りたいという強い意向があるなら、その両方の手を使うのもやぶさかではないと思います。審議会として委員がオブザーバーとして参加するというのも先ほど申し上げましたので、事務局のほうにも必ず連絡をください。

○藤本畜産： わかりました。そうしたら事務局のほうでお願いいたします。

○会長： 部長、今日はアドバイザーとして参加していらっしゃいますが、今この場で、松阪市の環境のトップなので、そういう事でよろしいですか。じゃあそのようにさせていただきます。

そうしたら、これがどういう形になろうと非常に良かったなと思いますのが、多分感じていたと思いますが、地域住民のある程度理解に基づいた合意形成は、大変厳しいですけれども、時代の流れにおいては、そのような基本的な部分が整っていなければ開発行為は難しいです。それは多分、身にしみてわかったと思いますが、私たち環境保全審議会としては、地域住民の意向を無視した形での結論を、今まで出した覚えはありません。ただ、専門的な知識を生かして、どういうふうにすればみんなが win-win (双方がうまくいっていること) になれる方法があるのかということは考えています。そういうことでありますので、今日、現地調査、審議会にこれだけのたくさんの方々を傍聴していること、それと委員のほうからも、かなり厳しい言葉もあったと思いますが、いい方向に持っていくために必要とする一つのプロセスだと思ってください。正直なところ、私もたくさん審議会に参加していますが、今回ほど資料が足りない審議会はあまり例がありません。だから、そういったところもちゃんと踏まえて用意をしてください。早ければ早いほど早く進みます。それは藤本畜産株式会社が、どういうスタンスをもってやっていくかに大きく関わっている、ということだけはわかっていただければと思います。

それではこれを持って第一回松阪市環境保全審議会を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局： どうもありがとうございました。本日は、長時間のご審議をいただき、また貴重なご意見等をいただき誠にありがとうございました。これをもちまして、平成 25 年度松阪市環境保全審議会牛舎部会を閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。